

○三瓶ダム操作規則

平成8年3月29日  
島根県訓令第5号  
土 木 部  
県央県土整備事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、三瓶ダム操作規則を次のように定める。

三瓶ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条—第6条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第7条—第10条）
- 第4章 洪水調節等（第11条—第15条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第16条—第20条）
- 第6章 点検、整備等（第21条—第23条）
- 第7章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 三瓶ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 三瓶ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒80立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高127.0メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高140.5メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高127.0メートルから標高140.5メートルまでの容量467万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高116.0メートルから標高127.0メートルまでの容量173万立方メートルのうち最大85万立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高116.0メートルから標高127.0メートルまでの容量173万立方メートルのうち最大88万立方メートルを利用して行うものとする。

(ダム管理用発電のための利用)

第10条 ダム管理用発電は、流水の正常な機能の維持又は常時満水位の維持のための放流を利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 県央県土整備事務所大田事業所長（以下「事業所長」という。）は、松江地方気象台から大田市において降雨に関する警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 事業所長は、前項に規定する場合のほか、洪水が予想されるときは、知事が別に定めるところにより洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 事業所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに県央県土整備事務所長に報告するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 土木部河川課、松江地方気象台その他知事が別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 事業所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第16条 ダムによって貯留された流水は、この訓令に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

(1) 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が別に定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒6.51立方メートルとする。

(放流の原則)

第17条 事業所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第18条 事業所長は、流水の正常な機能の維持のために必要があると認める場合には、ダムサイト地点及び出口地点において、別表に掲げる期日又は期間にそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第19条 事業所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート及びバルブの操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、知事が別に定める。

## 第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第21条 事業所長は、知事が別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第22条 事業所長は、知事が別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第23条 事業所長は、ゲート等を操作し、第21条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑則

(委任)

第24条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第18条関係)

期日又は期間	ダムサイト地点における水量 (毎秒、立方メートル)	出口地点における水量 (毎秒、 立方メートル)
4月20日	0.257	0.381
4月21日から同月25日まで	0.267	0.527
4月26日から同月30日まで	0.273	0.621
5月1日から同月5日まで	0.279	0.715
5月6日から同月10日まで	0.285	0.809
5月11日から同月15日まで	0.291	0.903
5月16日から10月1日まで	0.288	0.846
10月2日から4月19日まで	0.256	0.358